

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、鹿島道路株式会社（所在地 東京都文京区）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 4 月 11 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1－7－27

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 4 月 11 日～令和 7 年 7 月 10 日（3 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

①上記有資格業者は、北陸地方整備局発注の「新発田拡幅中曽根・小舟電線共同溝工事」において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、北陸地方整備局と上記有資格業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。

上記有資格業者の合材製造所長等は、上記有資格業者が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

②上記有資格業者は、北陸地方整備局発注の「新発田拡幅小舟町・城北町電線共同溝工事」、「R4・5羽越管内日東道舗装修繕工事」及び「紫竹山道路紫竹山改良その4工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

これらの工事においては、北陸地方整備局と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも上記有資格業者に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、上記有資格業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

上記有資格業者の合材製造所長等は、上記有資格業者が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

5. 措置理由

上記4①については、上記有資格業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行っ

たことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 1 第 2 号に該当する。

上記 4 ②については、上記有資格業者は、アスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を認識しながら出荷するという不適切な体制となっており、業務に関し、不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 15 号に該当する。

以上のことから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1 (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
(過失による粗雑工事)	
2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	
3～8 (略)	

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～14 (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	